平成23年6月1日施行

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 Q&A

(長野市環境部廃棄物対策課)

I	条例制定全体	1 – 2 P
П	事業者の責務	3 P
Ⅲ — 1	廃棄物の保管に関する基準	4 P
Ⅲ – 2 – 1	木くずの保管基準	5 – 6 P
Ⅲ - 2 - 2	木くずチップの保管基準	7 – 8 P
II - 2 - 3	木くずチップの使用基準	9-10P
II – 3	小規模廃棄物焼却施設の設置の届出	11—12 P
Ⅲ – 4 – 1	排出等事業者の講ずべき措置	13-14P
Ⅲ - 4 - 2	工事発注者・工事発注事業者の講ずべき措置	15-16P
Ⅲ – 4 – 3	工事受注者の講ずべき措置	17 P
Ⅲ - 4 - 4	土地所有者等の講ずべき措置	18-19P
IV	再生利用業者指定制度	20 P
V — 1	周辺地域等について	21-23P
V — 2	廃棄物の処理施設に関する記録・閲覧について	24-25P
V — 3	事業計画協議制度	26-30P

I 条例制定全体

1 - 2 P

- Q1 なぜ廃棄物条例の制定が必要なのですか。
- Q2 なぜ長野市を県条例に組み入れないのですか。
- Q3 どうして県より条例策定が遅れたのですか。
- Q4 長野県条例と長野市条例の相違点は何ですか。
- Q5 廃棄物の排出抑制の理念を定めることが大切なのではないですか。
- Q6 この条例はいつから適用されますか。

Ⅱ 事業者の責務

3 P

- Q7 この条例で「事業者」とはどういう者をいうのですか。
- Q8 条例第4条における「管理体制の整備」とは、具体的に何をすれば良いのですか。
- Q9 廃棄物の保管に関する基準、木くず(木くずチップ)の保管期間、木くずチップの 使用基準などは、廃棄物処理事業者にのみ適用されるのですか。

Ⅲ-1 廃棄物の保管に関する基準

4 P

- Q10 「火災の発生を防止するために必要な措置」として、具体的にどのようなことが必要ですか。
- Q11 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず又はがれき類のような火災発生が考えられない廃棄物についても「火災発生予防に必要な措置」を講じなければなりませんか。
- Q12 「消火器その他の消火設備」は、具体的にどのような設備のことですか。
- Q13 廃止されたトンネルで廃棄物を保管する場合は、雨水等はかからないので、覆いは 不要ですか。
- Q14 地盤面を掘り下げ、又は地中の空間を利用する場合に底面及び側面を覆う不浸透性 のものは、ビニールシートでも良いのですか。

Ⅲ-2-1 木くずの保管基準

5 - 6 P

- Q15 木くずにも様々ありますが、条例で定める保管期間の制限がかかる木くずは、次の うちどれですか。
- Q16 建設工事における支障木の除去に伴って排出された木くずは、保管期間制限の対象となりますか。
- Q17 森林内の工事に伴い排出される木くずは、保管期間の規制対象となりますか。
- Q18 木くずを元の保管場所から移動して保管した場合、移動先で保管を開始した時点から保管期間が起算されるのですか。
- Q19 木くずの保管容器の大きさ、材質及び形状に制約はありますか。
- Q20 屋根を設置し、かつ四方を壁で囲まれた建築物の内部に木くずを保管した場合は、 「容器で保管」したものとなりますか。

Ⅲ-2-2 木くずチップの保管基準

7 – 8 P

Q21 木くずを切断・破砕すれば木くずチップとして有価物扱いとなるのですか。

- Q22 間伐材や剪定枝を切断したものは「木くずチップ」ですか。
- Q23 「木くずチップ」は解体木くず等を切断等したものに限られますか。
- Q24 木くずチップの定義として「廃棄物以外のもの」とありますが、廃棄物であるかど うかはどのように判断するのですか。
- Q25 木くずチップを保管する容器の大きさ、材質及び形状に制約はありますか。
- Q26 木くずチップの一部を容器に保管し、一部は容器なしで保管している場合は、容器 なしで保管している木くずチップについてのみ保管期間の対象とするのですか。
- Q27 木くずチップの保管場所を移動した場合、移動先で保管を開始した時点から保管期間が起算されるのですか。(III-2-1木くずの保管基準Q18と同趣旨)

Ⅲ-2-3 木くずチップの使用基準

9 - 10P

- Q28 木くずチップの使用はなぜ規制されるのですか。
- Q29 建築物の解体又は除去に伴い生じた木くずから作った木くずチップを、原則使用禁止としたのはなぜですか。
- Q30 合板やペンキ等の塗装剤が付着した木くずから作ったチップについての制限はありますか。
- Q31 カラーチップはこの条例で規制されるのですか。
- Q32 木くずチップの使用者は、廃棄物が混入し、又は付着した木くず以外の木くずから 作られたチップであることをどのようにして確認するのですか。
- Q33 マルチング材として使用する場合は、いかなる場合でも10cm以下の厚さで使用しなくてはいけませんか。
- Q34 路面の保護材、遊具等の衝撃吸収材、緑化基盤材等に使用するとき、「最低限必要な範囲」とはどのくらいの施工範囲をいうのですか。
- Q35 燃料として使用する場合の制限はありますか。

Ⅲ-3 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

- Q36 廃棄物処理法の許可の必要のない、全ての焼却施設に対しての規制ですか。
- Q37 焼却能力が規制規模未満の焼却炉を複数設置した場合は、規制の対象外ですか。
- Q38 規制対象焼却炉の規模がダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。 以下「ダイ特法」という。)と重複していますが運用等で弊害はありませんか。
- Q39 規制の内容は、届出義務のみですか。
- Q40 小規模焼却施設も、設置時において本条例の事業計画協議が必要ですか。
- Q41 既に設置されている届出対象焼却施設はどうなりますか。

Ⅲ-4-1 排出等事業者の講ずべき措置

13-14P

11—12 P

- Q42 市外で産業廃棄物を排出する者は、この条例でいう「排出等事業者」に該当しますか。
- Q43 排出等事業者が自らその産業廃棄物を処理する場合は、条例で定める講ずべき措置 は実施しなくて良いのですか。

- Q44 排出等事業者の講ずべき措置として具体的にどのようなものがありますか。
- Q45 排出等事業者の講ずべき措置の例として、適正処理に要する市場価格の調査がありますが、具体的にどのような方法で調査するのですか。その結果、著しく安価の場合は、委託してはいけませんか。
- Q46 行政処分や行政指導の状況、環境マネジメントシステム取得状況等について、どう やって調べたら良いのですか。
- Q47 施設の所在地が市外等の遠距離でも、処理施設の現地確認をするのですか。また、 どの程度の頻度の確認が求められますか。
- Q48 排出等事業者が、市外においてその産業廃棄物の不適正な処理が行われることを知った時は、支障の除去等の措置及び市長への報告は行わなくて良いのですか。
- Q49 廃棄物処理事業者による廃棄物の不適正処理が行われた場合、処理業の許可権者である市が許可した責任において当該廃棄物処理事業者に対し指導監督すべきであり、排出等事業者に対して義務を規定するのは筋違いではありませんか。

Ⅲ-4-2 工事発注者·工事発注事業者の講ずべき措置 15-16P

- Q50 工事発注者の講ずべき措置とは具体的に何ですか。
- Q51 工事請負契約中に包括的な廃棄物処理の委託契約を含んでいる場合がありますが、 その場合、本条例はどのように適用されるのですか。
- Q52 許可の番号はどうやって調べるのですか。
- Q53 行政処分や行政指導の状況はどうやって確認するのですか。
- Q54 委託先の許可の有無を工事発注事業者が確認するとのことですが、工事受注者が確認するとのことではないですか。
- Q55 いわゆる自社処理事業者に工事を発注するときの「処理の場所の現地状況」の確認は、具体的にはどのようにすれば良いのですか。また、どのくらいの頻度で確認することが必要なのですか。
- Q56 工事受注者が建設廃棄物の処理を委託する場合、現地確認はしなくて良いのですか。
- Q57 最終処分がいつ終了したかは工事発注事業者には分からないので、支障の除去等の 措置を講じることは困難ではないのですか。
- Q58 不適正処理が行われたときには具体的にはどのような措置を講じる必要がありますか。

Ⅲ-4-3 工事受注者の講ずべき措置

17 P

- Q59 建設工事の下請、孫請が行われた場合、工事受注者は誰になるのですか。
- Q60 工事発注者が個人と事業者の場合とで講ずべき措置に違いがありますか
- Q61 「産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの説明等」とは、工事受注者が自ら処理 することを想定するものですか。
- Q62 工事受注者が行うべき説明事項のうち、適正な処理に要する費用の説明のために交付すべき書類の規定がありませんが、どうすれば良いですか。
- Q63 工事受注者が電子マニフェストを使用している場合、規則第21条で定める「産業廃

棄物管理票等の写し」はどうやって交付したら良いですか。

Q64 工事受注者が、市内において受注した建設工事に伴う産業廃棄物の不適正処理が行われては行われるおそれがあることを知ったにもかかわらず、排出等事業者として講じるべき措置を行わなかった場合、当該工事を発注した者にも責任が及びますか。

Ⅲ-4-4 土地所有者等の講ずべき措置

18-19P

- Q65 土地所有者等は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、どのような措置を講じなければなりませんか。
- Q66 土地の管理を他人に任せている土地所有者の場合、支障の除去は誰が行うのですか。
- Q67 土地所有者等が市外に居住している場合は、土地の管理を十分にはできませんが、 どうすれば良いのですか。
- Q68 廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を使用させる場合に講ずべき措置 とは何ですか。
- Q69 土地を使用しようとする者の行政処分歴等は、どうやって調べたら良いのですか。
- Q70 不適正処理がなされたときには、具体的にどのような措置を講じる必要がありますか。
- Q71 土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理が行われたとき、支障の除去等の措置を講ずるとありますが、土地所有者等に過失がない場合にも義務が生じるのですか。

Ⅳ 再生利用業者指定制度

20 P

- Q72 廃棄物を再生利用する場合、この条例の指定を受けなければなりませんか。
- Q73 再生利用業の指定を受けた場合において、処理施設の規模が廃棄物処理法第8条又は第15条の許可を要するものであったとき、施設設置許可は不要ですか。
- Q74 再生利用業者は許可業者と同様に、自由に産業廃棄物の処理を受託できますか。
- Q75 「営利を目的としないこと」が指定要件となっていますが、株式会社は再生利用業 の指定を受けることができますか。
- Q76 指定一般(産業)廃棄物の処理に関する基準には、どのような事項がありますか。

V-1 周辺地域等について

21 - 23 P

- Q77 周辺地域の範囲はどのように決めるのですか。
- Q78 施設敷地境界からの距離は実測する必要がありますか。また、この距離は、周辺地域の決定の根拠として絶対的なものですか。
- Q79 施設敷地境界からの距離内に行政連絡区の区域が含まれれば、その行政連絡区の全域が周辺地域となりますか。
- Q80 周辺地域の範囲は市外に及びますか。
- Q81 自動車リサイクル法の解体施設・破砕施設に係る周辺地域の範囲はどうなりますか。
- Q82 移動式の処理施設を排出場所においてのみ使用する者で、当該施設設置許可又は処分業の許可若しくは再生利用業の指定の申請をしようとする者は、周辺地域をどう捉えたら良いのですか。

- Q83 長野市内に住民票を置かない者は、関係住民に該当しませんか。
- Q84 周辺地域に居住していない者のうち、次の者は関係住民に該当しますか。(いずれ も周辺地域に土地等を所有等する場合とします。)
- Q85 周辺地域内の事業場に通勤する者、通勤通学等で周辺地域を毎日通過する者、周辺地域の外で廃棄物の積載車両が通行する道路沿いの住民は、関係住民に該当しますか。
- Q86 生活環境の保全に関する協定(環境保全協定)は必ず締結しなければなりませんか。
- Q87 環境保全協定の内容は、どのように決めるのですか。
- Q88 環境保全協定を遵守しない場合は罰則等が適用されるのですか。

V-2 廃棄物の処理施設に関する記録・閲覧について 24-25P

- Q89 いわゆる自社処理事業者には、記録・閲覧の義務はありますか。
- Q90 記録すべき事項として「点検」とありますが、どのようなことですか。
- Q91 記録の閲覧はいつでも可能ですか。
- Q92 記録の閲覧をしたい時は、事前の申し込みが必要ですか。
- Q93 記録の閲覧請求は、住所等を明かさずにできますか。
- Q94 閲覧者の氏名等を閲覧簿に記入するよう求めることはできますか。
- Q95 廃棄物処理事業者等が閲覧請求者に対し、閲覧目的を聴取することは許されますか。
- Q96 記録のコピーや撮影は許されますか。記録内容を印刷した書面や記録の電子コピー を交付したり、記録自体を貸し出しするよう求めることはできますか。
- Q97 記録の内容は閲覧者が自由に使用・公表して構いませんか。
- Q98 閲覧を拒むことができる正当な理由にはどのようなものがありますか。
- Q99 閲覧に関する勧告がされるのは、どのような場合ですか。

V-3 事業計画協議制度 26-30P

- Q100 事業計画協議の代わりに、施設を設置する区(行政連絡区)の区長に事業内容を説明して同意書をもらえば、関係住民との合意が形成されたことになりますか。
- Q101 協議不要となる、規則第44条第4号の「市長が認める者」とはどのような者ですか。
- Q102 収集運搬業者は、協議手続きのどの部分を省略できるのですか。
- Q103 計画協議の段階で、農地転用許可を取得していなくても良いですか。
- Q104 説明会の実施に当たっては、参加者の住所・氏名等の申告(参加者名簿への記帳等) を求めることはできますか。
- Q105 事業計画概要説明会・事業計画説明会とも、関係住民以外の者が参加することはできますか。
- Q106 事業計画(概要)説明会の経過は、どのように記録したら良いですか。終了報告書に録音物を添付することによってでも良いですか。
- Q107 説明会に関する記録中、質疑応答の状況については、質問者の肩書きや氏名を記録 する必要がありますか。
- Q108 概要段階では、詳細な事業計画が不明なため、住民意見を出すのは困難です。

- Q109 関係住民以外でも、「環境保全上の見地から意見を有する者」として意見書を提出 することはできますか。
- Q110 隣接市町村への配慮も必要ではないですか。
- Q111 事業計画(概要)書に対する意見書は、所定の期間の末日までに発送すれば良いのですか。それとも相手方に到着していることが必要ですか。
- Q112 意見書中、「事業計画者の氏名」欄から「意見書を提出する者の区分」まで全てに 記入が必要ですか。
- Q113 事業計画者又は市長あての意見書を、住所や名前を伏せて提出することができます か。また、住所等を伏せて縦覧するよう申し出ることはできますか。
- Q114 事業計画(概要)説明会の開催について十分に周知し、会場や日程も適切に選定して開催したにも拘らず、関係住民の出席がなかった、又は出席者が若干名だった場合、条例に定める説明会を実施したことになりますか。
- Q115 関係住民の中に、事業計画についての専門的知識を有する者がいない中で、事業計画について、合理的な意見を述べることは困難ではないですか。
- Q116 事業計画協議の過程を経てもなお、関係住民の相当数が事業計画に反対している場合は、どうなりますか。
- Q117 事業計画協議終了後に事業計画を廃止又は変更する場合、どのような手続きが必要ですか。
- Q118 条例施行前に地区からの同意書を受けてある場合には、事業計画協議は不要ですか。
- Q119 事業計画協議終了後、許可申請はいつまでにする必要がありますか。
- Q120 事業計画協議が必要な案件について、協議を行わないまま許可申請したらどうなりますか。

I 条例制定全体

Q1 【なぜ廃棄物条例の制定が必要なのですか。】

A1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)や事務処理要領に基づく行政処分、行政指導では解決できない問題(不適正保管、小規模焼却施設での不適正な処理、施設設置に係る周辺地域の住民との合意形成のあり方等)が多いことから、廃棄物処理法をきめ細かく補完する条例の制定が必要と考えました。

Q2 【なぜ長野市を県条例に組み入れないのですか。】

A2 県条例の策定段階において、適用範囲に長野市を含めることについて、県・ 市担当者間で十分な議論がなされました。

そのなかで、中核市の市長が受託した事務について、県条例を適用すること(すなわち県知事の権限が及ぶこと)は、中核市の制度に添うものではないと結論付けました。

そこで、長野市として条例を定めることにしました。

Q3 【どうして県より条例策定が遅れたのですか。】

- A3 県条例は、議会において旧条例案の継続審査、取り下げ等の経過を経て策 定作業が先行していました。
 - ① 県条例との相違部分の調整が必要でした。
 - ・ 市条例には産業廃棄物に加えて一般廃棄物に関する規制も必要です。 (県は規制対象の大半が産業廃棄物に関するものです。)
 - ・ 廃棄物処理施設設置等における住民との「合意形成手続」において、 県条例における「市町村長意見」に代わるものの検討が必要でした。
 - 既存不適正処理事業者に対する市独自規制の検討をしていました。 (小規模焼却炉・一定面積要件の廃棄物等保管場所についての規制)
 - ② 廃棄物処理法の一部改正による保管場所の届出制度の創出に関する影響がありました。廃棄物処理法と条例の目的は同様と考えられますが、対象物・保管方法・対象となる面積等の細部が省令に委任され、検討の段階では不明な点が多く、政省令の公布をみて検討することとしたためです。

Q4 【長野県条例と長野市条例の相違点は何ですか。】

A 4 (Q3と一部重複)

ほぼ同じですが、廃棄物の保管に関する基準と再生利用業の指定に関し、 県条例は産業廃棄物のみを規制しているのに対し、市条例は一般廃棄物も規 制します。

廃棄物処理施設設置等の許可に際しては、「事業計画協議」の手続きが必要

となりますが、県条例における手続きでは、「関係市町村長」が意見を述べる のに対し、市条例においては「第三者機関」を設置し、市長が諮問すること ができるとした点等が異なります。

また、市独自の規制として、廃棄物処理法の許可対象でない小規模な焼却 炉で一定規模以上のものを設置しようとする者に対し、事前届出等の義務を 課します。

Q5 【廃棄物の排出抑制の理念を定めることが大切なのではないですか。】

A5 廃棄物の排出抑制等については、廃棄物の処理及び清掃に関する条例第1 条に条例の趣旨として明記し、第3条から第5条、第10条及び第11条に具体的 に規定されているため、新たな条例に重ねて規定する必要性は薄いと考えます。

Q6 【この条例はいつから適用されますか。】

A6 施行は平成23年6月1日です。

原則として、この日以後に行われていることについて適用されますが、既設の小規模廃棄物焼却施設については施行後30日以内の届出などが必要です。(Q-41を参照してください。)

Ⅱ 事業者の責務

- Q7 【この条例で「事業者」とはどういう者をいうのですか。】
- A7 市の区域内で事業活動をしている者をいいます。すなわち、廃棄物処理事業者だけでなく、廃棄物を排出する事業者も含みます。
- Q8 【条例第4条における「管理体制の整備」とは、具体的に何をすれば良いのですか。】
- A8 平成16年に経済産業省が策定した「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」を参考に、廃棄物を排出する事業者の実情に即して対応してください。 ※ガイドラインはインターネットで入手可能です。
- Q9 【廃棄物の保管に関する基準、木くず(木くずチップ)の保管期間、木くずチップの使用基準などは、廃棄物処理事業者にのみ適用されるのですか。】
- A9 市内において廃棄物を保管する場合、木くずや木くずチップを保管又は使用する場合は、廃棄物処理事業者のみならず、全ての保管者又は使用者に適用されます。

Ⅲ-1 廃棄物の保管に関する基準

- Q10 【「火災の発生を防止するために必要な措置」として、具体的にどのようなことが必要ですか。】
- A10 有機性の廃棄物などは、腐敗に伴う発熱等により自然発火することがないよう小分けにすることなどが挙げられます。(保管中の木くずが自然発火した事例があります。)

なお、廃棄物の種類・性状・量などにより必要となる措置は様々であり、 廃棄物を保管する者の責任で措置を講じる必要があります。

- Q11 【ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず又はがれき類のような火災発生が考えられない廃棄物についても「火災発生予防に必要な措置」を講じなければなりませんか。】
- A11 これらのみを保管する場合は、火災の発生自体が想定できないため、措置 は不要と考えられます。
- Q12 【「消火器その他の消火設備」は、具体的にどのような設備のことですか。】
- A12 必要な設備は、廃棄物の種類・性状・量などにより異なりますので、廃棄物を保管する者の責任で備える必要があります。目安としては火災が発生した場合、消防が到着して消火作業に当たるまでの間、延焼を食い止める程度の設備は必要です。
- Q13 【廃止されたトンネルで廃棄物を保管する場合は、雨水等はかからないので、 覆いは不要ですか。】
- A13 廃棄物の保管場所の底面、側面及び天井が不浸透性の材質で覆われている場合は、改めて屋根や覆いなどの設備を設ける必要はありません。質問のトンネルがこの条件を満たしていれば、覆いをする必要はありません。
- Q14 【地盤面を掘り下げ、又は地中の空間を利用する場合に底面及び側面を覆う 不浸透性のものは、ビニールシートでも良いのですか。】
- A14 材質は特定しません。あくまでも保管物が染み出さないことが確実であり、 生活環境保全上の支障が生じないことが必要です。従って、一概にビニールシ ートで良いとは言えません。

Ⅲ-2-1 木くずの保管基準

- Q15 【木くずにも様々ありますが、条例で定める保管期間の制限がかかる木くずは、次のうちどれですか。】
 - ① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。 以下「解体木くず等」という。)
 - ② 木材製造業又は木製品の製造業に係るもの
 - ③ 家具製造業に係るもの
 - ④ 輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの
 - ⑤ 貨物の流通のために使用したパレット等に係るもの
 - ⑥ PCBが染み込んだもの
 - ⑦庭木を剪定した枝
- A15 ①~⑥が廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する産業廃棄物の「木くず」であり、⑦は一般廃棄物です。条例の規制対象は①のみです。ただし、他は廃棄物処理法上の保管期間の制限がかかります。(省令第7条の6他)
- Q16 【建設工事における支障木の除去に伴って排出された木くずは、保管期間制限の対象となりますか。】
- A16 建設工事に伴って排出された木くずは、対象となります。(Q15 ①に該当します。)
- Q17 【森林内の工事に伴い排出される木くずは、保管期間の規制対象となりますか。】
- A17 当該工事が工作物の新築、改築又は除去である場合は、対象となります。 (Q15 ①に該当します。)

ただし、林道工事等の、山奥で行われる建設工事に伴う支障木で搬出するのに時間がかかる場合等、特段の事情が認められる場合は、「市長が特に必要と認める」ものに該当し、90日を超えて保管することが認められる場合があります。

なお、除去後の支障木を山林地内の小規模な土留め工事等に有効利用する場合がありますが、この場合は木くず(すなわち廃棄物)として規制する必要がないものとして、廃棄物処理法及び条例の規制対象外です。

- Q18 【木くずを元の保管場所から移動して保管した場合、移動先で保管を開始した時点から保管期間が起算されるのですか。】
- A18 そのとおりです。しかし、具体的な処分予定のないまま保管場所を移動することは、不法投棄に当たる蓋然性が高いものです。

Q19	【木くずの保管容器の大きさ、材質及び形状に制約はありますか。】		
A19	保管容器の大きさ、材質、及び形状の具体的な基準はありませんが、飛散		
	流出の防止、地下浸透の防止等、廃棄物処理法で定める保管基準が遵守でき、		
	生活環境の保全上の支障が生じないことが必要です。		
Q20	【屋根を設置し、かつ四方を壁で囲まれた建築物の内部に木くずを保管し		
	た場合は、「容器で保管」したものとなりますか。】		
A20	飛散流出や地下浸透等、生活環境保全上の支障が生じるおそれのない構造		
	のものであれば、当該建築物を「容器」とみなします。		

Ⅲ-2-2 木くずチップの保管基準

- Q21 【木くずを切断・破砕すれば木くずチップとして有価物扱いとなるのですか。】
- A21 なりません。総合判断説に基づき、個別の事情を見て、廃棄物に該当する か否かを判断します。当該チップの性状が、市場で有価流通しているものと 同等か否か、有価での取引先があるかなどをもとに、市が総合的に判断しま す。

Q22 【間伐材や剪定枝を切断したものは「木くずチップ」ですか。】

A22 このようなものも一般的には「木くずチップ」と呼びますが、本条例でい う「木くずチップ」には該当しません。剪定枝は、一般廃棄物に該当します が、一般廃棄物を破砕・粉砕等したもの(チップ化したもの)は、本条例で は、「木くずチップ」とは呼びません。

本条例でいう「木くずチップ」とは、廃棄物処理法施行令第2条第2号に 規定する産業廃棄物である「木くず」をチップ化したもので、有価物である ものを指します。

Q23 【「木くずチップ」は解体木くず等を切断等したものに限られますか。】

- A23 廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する産業廃棄物である「木くず」をチップ化したものが、本条例でいう「木くずチップ」に該当する可能性があるものであり、解体木くず等をチップ化したものに限定されません。産業廃棄物である「木くず」には、解体木くず等以外にも、木材、木製品製造業やパルプ製造業などから排出されたものも含まれますが、これらをチップ化したものも、「木くずチップ」に該当する可能性があります。
- Q24 【木くずチップの定義として「廃棄物以外のもの」とありますが、廃棄物であるかどうかはどのように判断するのですか。】
- A24 廃棄物か否かの判断は、性状が適当であるか(不純物が混入していない、 大きさが均一等)、使用目的に応じた合理的な使用方法であるか等、いわゆる 総合判断説に基づき行います。(A21を参照してください。)

なお、本条例で定める木くずチップに関する基準に違反した場合は、廃棄物と判断し、廃棄物の不適正処理(不法投棄)に当たる蓋然性が高いものとして、廃棄物処理法が適用されることになります。

- Q25 【木くずチップを保管する容器の大きさ、材質及び形状に制約はありますか。】
- A25 大きさ、材質及び形状の具体的基準はありませんが、使用目的に相応しい

もので、木くずチップの品質が維持できるものであることが必要です。 Q26 【木くずチップの一部を容器に保管し、一部は容器なしで保管している場合 は、容器なしで保管している木くずチップについてのみ保管期間の対象とす るのですか。】 A26 そのとおりです。 Q27 【木くずチップの保管場所を移動した場合、移動先で保管を開始した時点か ら保管期間が起算されるのですか。(Ⅲ-2-1木くずの保管基準Q18と同 趣旨)】 A27 そのとおりです。

Ⅲ-2-3 木くずチップの使用基準

Q28 【木くずチップの使用はなぜ規制されるのですか。】

- A28 ① 木くずの中間処理物(木くず)と性状において相違するものではないこと。 (生活環境保全上支障の発生の可能性があること。)
 - ② マルチング材等と称して多量に農地・山林等に散布し、生活環境に影響を与えている例が見られること。
 - ③ 特に、クロム、銅、砒素化合物系木材防腐剤で処理した木材(CCA処理木材)のように有害物質が含まれたものはリサイクルに適さず、適切に処理(焼却又は埋立)することが求められていること。(「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」)(平成13年農水・経産・国交・環告)を参照してください。)以上から、木くずチップの使用方法について規制を行うことにしました。

Q29 【建築物の解体又は除去に伴い生じた木くずから作った木くずチップを、原則使用禁止としたのはなぜですか。】

A29 CCA処理木材は、有害物質(六価クロムや砒素)が含まれ、基本的にリサイクルに不向きなため、適正に焼却又は埋め立てることが必要とされています。(A28 ③を参照してください。)このようなCCA処理木材や発ガン性物質が含まれるクレオソート油処理木材が木くずチップの原料となった木くずに混入しているかどうかの確認が、当該木くずのチップ化後においては極めて困難となります。杜撰な解体工事が行われた場合に、その結果として建築物の解体に伴い生じた木くず(以下「解体木くず」という。)にこれらの防腐処理木材が混入する可能性が高いことから、原則として使用禁止としました。

ただし、解体木くずも基本的に建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律(平成12年法律第 104号)の趣旨に沿って適切に再資源化されるべきも のであり、CCA処理木材等がきちんと除かれている場合にまで、解体木くずか ら作った木くずチップの使用を禁ずるものではありません。

Q30 【合板やペンキ等の塗装剤が付着した木くずから作ったチップについての制限はありますか。】

A30 合板や塗装剤の付着した木くずを原材料とした場合は、廃棄物の混入(廃 プラスチック等)が不可避であるため、使用が禁止される木くずチップ(廃 棄物が混入し、又は付着したもの)に該当します。

Q31 【カラーチップはこの条例で規制されるのですか。】

A31 カラーチップが木くずチップを塗装したものである場合も、性状基準・使用基準に違反しないのであれば特段の規制はありません。ただし、カラーチ

ップの使用に当たり生活環境の保全上支障が生じないよう注意が必要です。

- Q32 【木くずチップの使用者は、廃棄物が混入し、又は付着した木くず以外の木くずから作られたチップであることをどのようにして確認するのですか。】
- A32 事業者(製造事業者)がチップを製造するに当たり、品質保証の一環として確認すべきことです。
- Q33 【マルチング材として使用する場合は、いかなる場合でも10cm以下の厚さで使用しなくてはいけませんか。】
- A33 生活環境の保全上の支障がないものの例として、ブルーベリー栽培にあっては、営農技術上の必要性から15cm程度、山林(登記地目に関わらず、現況が山林である土地)にあっては、下生えの厚さ等により30cm程度を目途とすることとしています。いずれにしても、使用する者が使用量や使用方法の理由を明確に示す必要があります。
- Q34 【路面の保護材、遊具等の衝撃吸収材、緑化基盤材等に使用するとき、「最低限必要な範囲」とはどのくらいの施工範囲をいうのですか。】
- A34 使用目的・施工場所・施工方法ごとに異なりますが、使用目的に照らして 過大でないことが必要となります。「最低限必要な範囲」であると判断した根 拠について施主の責任として客観的な基準に基づき立証する必要がありま す。
- Q35 【燃料として使用する場合の制限はありますか。】
- A35 燃料その他の規則に定めのない使用目的で使用する場合は、性状に関する 基準のみ適用となります。すなわち、使用目的を問わずに
 - ① 建築物の解体等から発生した木くずをチップ化したもの
 - ② 廃棄物が混入し、又は付着したもの
 - ③ 長さが10cmを超えるもの を原則として使用禁止とします。

ただし、使用に当たって生活環境保全上の支障がないと市長が認めたものは、上記に該当する場合でも使用することができます。

Ⅲ-3 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

- Q36 【廃棄物処理法の許可の必要のない、全ての焼却施設に対しての規制ですか。】
- A36 廃棄物処理法の許可の必要のない焼却炉のうち一定能力以上(焼却能力が 1時間当たり50kg以上又は火格子面積若しくは火床面積が 0.5平方メートル 以上)の規模のものについて、届出等が必要となります。
- Q37 【焼却能力が規制規模未満の焼却炉を複数設置した場合は、規制の対象外ですか。】
- A37 1の事業場に2以上の焼却炉を設置する場合は、当該2以上の全ての廃棄物の焼却施設の処理能力又は火格子面積若しくは火床面積をそれぞれ合算して、いずれかが基準の規模に達した場合に規制対象になります。
- Q38 【規制対象焼却炉の規模がダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律 第105号。以下「ダイ特法」という。)と重複していますが運用等で弊害は ありませんか。】
- A38 ダイ特法の規制が、焼却能力について1時間当たり50kg以上と本条例の規制対象と同じですが、ダイ特法の趣旨・目的と本条例の目的が異なりますので、弊害はありません。

例えば、焼却能力が200kg/h以上のものは、「大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)」、「ダイ特法」、「廃棄物処理法」の、複数の法律により規制されていますが、これも、同じ対象物に対し、目的を異にする複数の法令で規制されている例です。

「ダイ特法」に基づく届出が本条例の届出の代わりになることはありませんし、その逆もありません。それぞれ別個に届出をする必要があります。

Q39 【規制の内容は、届出義務のみですか。】

A39 対象となる焼却施設について、市が定めた構造基準及び維持管理基準の遵 守が求められます。また、一定事項の記録と保存が義務付けられます。

Q40 【小規模焼却施設も、設置時において本条例の事業計画協議が必要ですか。】

A40 単に小規模廃棄物焼却施設を設置又は変更する場合には、必要ではありません。ただし、小規模廃棄物焼却施設を設置又は変更しようとする者が、同時に処理業などの許可又は変更許可の申請を行う場合は、必要となります。

Q41 【既に設置されている届出対象焼却施設はどうなりますか。】

A41 経過措置として、条例施行日から30日以内に届出が必要です。なお、構造

基準又は維持管理基準に適合しないものは、	定められた期限内に適合させる
か、又は廃止する必要があります。	

Ⅲ-4-1 排出等事業者の講ずべき措置

- Q42 【市外で産業廃棄物を排出する者は、この条例でいう「排出等事業者」に該当しますか。】
- A42 この条例でいう「排出等事業者」とは、「市内」で産業廃棄物を排出する者 又は自ら排出した産業廃棄物を「市内」において保管する事業者です。従っ て、市外で産業廃棄物を排出した者であっても、市内においてその廃棄物を 保管する者は「排出等事業者」に該当します。
- Q43 【排出等事業者が自らその産業廃棄物を処理する場合は、条例で定める講ず べき措置は実施しなくて良いのですか。】
- A43 排出等事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、条例第20条の規定に 基づき不適正処理を防止するための措置等を講ずる必要がありますが、自ら 処理する場合には条例が適用されません。

なお、自ら中間処理を行い、最終処分のみを委託する場合は、最終処分の 部分について排出等事業者として措置を講ずることが求められます。

- Q44 【排出等事業者の講ずべき措置として具体的にどのようなものがありますか。】
- A44 廃棄物処理の委託前においては、商行為で通常行う取引先の信用度の調査 と同程度の注意を払うことを求めるものですので、具体的にどのような措置 を講ずるかは、排出等事業者の自己責任により決める必要があります。

具体的には、経済産業省が排出事業者向けに公表している「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」や、本市が作成した「排出等事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置の手引き」に例示します。(市ホームページに掲載)

処理委託後においては、不適正処理が行われていないことを確認するため の措置として、マニフェストの確認、現地の状況確認等が挙げられます。

万一不適正な処理が行われた場合には、それにより生じた生活環境の保全 上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(廃棄物の撤去、飛散流 出防止のための覆いの設置、取引の停止等の措置)及び市長への報告が必要 となります。

- Q45 【排出等事業者の講ずべき措置の例として、適正処理に要する市場価格の調査がありますが、具体的にどのような方法で調査するのですか。その結果、著しく安価の場合は、委託してはいけませんか。】
- A45 複数の廃棄物処理事業者から見積りを徴収する等の方法で調査してください。著しく安価な場合は、不適正処理の蓋然性が高くなると考えられます。

- Q46 【行政処分や行政指導の状況、環境マネジメントシステム取得状況等について、どうやって調べたら良いのですか。】
- A46 市が行った行政処分・行政指導に関する情報提供は、市に求めることができます。環境マネジメントの取得状況は、相手方への聞き取りやホームページの閲覧等により確認してください。
- Q47 【施設の所在地が市外等の遠距離でも、処理施設の現地確認をするのですか。 また、どの程度の頻度の確認が求められますか。】
- A47 市外等遠距離に処理施設がある場合は、現地確認までは行わなくても良いですが、必要な情報を得る必要があります。頻度は、条例では規定していません。処理方法や契約内容の変更の場合など、必要な都度、行ってください。
- Q48 【排出等事業者が、市外においてその産業廃棄物の不適正な処理が行われる ことを知った時は、支障の除去等の措置及び市長への報告は行わなくて良い のですか。】
- A48 市外での不適正処理については、この条例の規定は適用されませんが、所管する関係機関の指示に従って、適切に対応することが必要です。
- Q49 【廃棄物処理事業者による廃棄物の不適正処理が行われた場合、処理業の許可権者である市が許可した責任において当該廃棄物処理事業者に対し指導監督すべきであり、排出等事業者に対して義務を規定するのは筋違いではありませんか。】
- A49 廃棄物処理法においても、廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないときなど、廃棄物の排出者が一般的な注意を怠り、排出した産業廃棄物によって生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、排出者に責任を負わせることができるという規定があります。(法第19条の6)この条例においては、廃棄物の排出者が取るべき一般的な注意を義務として明確に規定し、排出した廃棄物に対する責任意識を喚起することにより、生活環境保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

Ⅲ-4-2 工事発注者・工事発注事業者の講ずべき措置

- Q50 【工事発注者の講ずべき措置とは具体的に何ですか。】
- A50 工事発注者(個人については工事の規模を問わず、事業者については一定 規模未満の工事を発注する場合に該当します。)の講ずべき措置の例として は、以下の例が挙げられます。確認の方法、内容は、できる範囲で行えば足 ります。
 - ① 廃棄物の処理計画の確認
 - ② 工事受注者が廃棄物の処理を委託する場合は、その委託先事業者の廃棄物 処理業の許可の有無並びに行政処分及び行政指導の状況の確認
 - ③ 工事受注者が自分で廃棄物を処理する場合は、工事受注者の廃棄物処理業の許可の有無又は処理の場所の現地確認及び行政処分、行政指導の状況の確認
- Q51 【工事請負契約中に包括的な廃棄物処理の委託契約を含んでいる場合がありますが、その場合、本条例はどのように適用されるのですか。】
- A51 廃棄物処理法には委託契約書に記載すべき事項が定められており、その一部の事項(数量等)は具体的に工事の中身が確定しなければ記載ができません。従って、工事請負契約書中の廃棄物処理委託契約部分に数量等法定事項を全て記載した時点で、廃棄物処理法に定める廃棄物処理委託契約として完成することになるので、契約の締結はその時点でなされたものと考えるべきです。
- Q52 【許可の番号はどうやって調べるのですか。】
- A52 廃棄物処理事業者が所有している許可証に、番号が記載されています。市の許可を有する廃棄物処理事業者であれば、市のホームページで確認することもできます。
- Q53 【行政処分や行政指導の状況はどうやって確認するのですか。】
- A53 Ⅲ-4-1 Q46を参照してください。
- Q54 【委託先の許可の有無を工事発注事業者が確認するとのことですが、工事受注者が確認すべきことではないですか。】
- A54 工事発注事業者は、工事受注者に、どのように処理するのか説明を求めることにより、工事受注者が許可事業者の確認をしたかを確認できるので、廃棄物処理の委託先に直接確認する必要はありません。
- Q55 【いわゆる自社処理事業者に工事を発注するときの「処理の場所の現地状況」

の確認は、具体的にはどのようにすれば良いのですか。また、どのくらいの 頻度で確認することが必要なのですか。】

- A55 処理の場所が市内であれば、現地に赴いて現状を視察することが必要です。 ただし、漫然と状況を目視すれば足りるのでなく、不適正な処理が行われ、 又はそのおそれがないことを確認することが必要です。回数についての規定 はありませんが、複数回の確認が必要な場合もあります。
- Q56 【工事受注者が建設廃棄物の処理を委託する場合、現地確認はしなくて良いのですか。】
- A56 工事受注者が廃棄物処理事業者に廃棄物の処理を委託する場合、工事発注 事業者は当該廃棄物処理事業者の氏名、処理事業の許可等があることを工事 受注者に確認すれば、現地確認の必要はありません。
- Q57 【最終処分がいつ終了したかは工事発注事業者には分からないので、支障の 除去等の措置を講じることは困難ではないのですか。】
- A57 排出者(工事受注者)が廃棄物処理事業者に処理を委託してから 180日以内に、最終処分が終了した旨を記した産業廃棄物管理票(E票)が返送されない場合は、排出者は、支障の除去等の措置を講じなければなりません。(廃棄物処理法第12条の3第8項)

この 180日に規則第21条の10日を加えた期間内に受注者から説明が行われない場合は、工事受注者に対する督促等を行い、その結果を市長に報告する必要があります。なお、督促しても説明がされない場合は、市長が当該工事受注者に対し、工事発注事業者へ説明するよう勧告することになります。

- Q58 【不適正処理が行われたときには具体的にはどのような措置を講じる必要がありますか。】
- A58 排出等事業者の講ずべき措置の例 $\mathbf{III}-4-1$ Q44を参考にしてください。

Ⅲ-4-3 工事受注者の講ずべき措置

- Q59 【建設工事の下請、孫請が行われた場合、工事受注者は誰になるのですか。】
- A59 建設工事を施主(工事の発注者)から直接請け負った元請業者が工事受注 者です。
- Q60 【工事発注者が個人と事業者の場合とで講ずべき措置に違いがありますか】
- A60 工事発注者(個人及び基準に満たない小規模な工事を発注する事業者)と 工事発注事業者(規則第17条に定める規模の工事を発注する事業者)とでは、 次のような違いがあります。
 - ① 工事発注者の場合 工事発注者からの求めに応じて説明等を行う必要があります。
 - ② 工事発注事業者の場合 工事発注事業者からの求めの有無に関わらず、規則で定める期間内に、書 面を交付して説明を行う必要があります。
- Q61 【「産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの説明等」とは、工事受注者が 自ら処理することを想定するものですか。】
- A61 自ら処理する場合はもとより、他人に処理委託する場合(排出等事業者として適正に処理を委託できるかどうか)も含みます。
- Q62 【工事受注者が行うべき説明事項のうち、適正な処理に要する費用の説明の ために交付すべき書類の規定がありませんが、どうすれば良いですか。】
- A62 複数の廃棄物処理事業者から徴した見積書等の写しを交付することで足ります。
- Q63 【工事受注者が電子マニフェストを使用している場合、規則第21条で定める「産業廃棄物管理票等の写し」はどうやって交付したら良いですか。】
- A63 電子マニフェストの記載内容をプリントアウトし、これを工事発注事業者 に交付してください。
- Q64 【工事受注者が、市内において受注した建設工事に伴う産業廃棄物の不適正 処理が行われ又は行われるおそれがあることを知ったにもかかわらず、排出 等事業者として講じるべき措置を行わなかった場合、当該工事を発注した者 にも責任が及びますか。】
- A64 発注者が工事発注事業者の場合は、速やかに支障の除去等の措置を講じ、 その措置内容を市長に報告する必要があります。発注者が工事発注事業者以 外の場合は、当該者に何ら過失がなければ本条例上の責任は及びません。

Ⅲ-4-4 土地所有者等の講ずべき措置

- Q65 【土地所有者等は、廃棄物の不適正処理が行われないよう、どのような措置 を講じなければなりませんか。】
- A65 講ずべき措置の例として、
 - ① 定期的な土地の状況の確認
 - ② 普段自ら使用しない管理用の私道の封鎖
 - ③ 不法投棄されにくい環境の整備(草刈り、ごみ拾い、立て看板の設置等)
 - ④ 周辺住民への連絡先の周知 などが挙げられます。
- Q66 【土地の管理を他人に任せている土地所有者の場合、支障の除去は誰が行う のですか。】
- A66 その土地を管理する者が行います。
- Q67 【土地所有者等が市外に居住している場合は、土地の管理を十分にはできませんが、どうすれば良いのですか。】
- A67 周辺住民への連絡先の周知等、廃棄物の不適正処理が行われたときに対応 できるようにすることでも足りますが、市外居住者であってもできる範囲で A65に例示する措置などを講じてください。
- Q68 【廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を使用させる場合に講ず べき措置とは何ですか。】
- A68 講ずべき措置の例として、
 - ① 相手方(転借人がいる場合は転借人を含む。)の土地の使用目的の確認
 - ② 貸借契約書に法令遵守義務及び使用目的に反した場合の契約解除条項(原 状回復義務を相手方に課すことを含む。)を盛り込むこと。
 - ③ 相手方の行政処分歴・行政指導の状況等の調査
 - ④ 定期的な土地の状況の確認などが挙げられます。
- Q69 【土地を使用しようとする者の行政処分歴等は、どうやって調べたら良いのですか。】
- A69 排出等事業者の講ずべき措置 ($\mathbf{II} 4 1$ Q46) を参考にしてください。
- Q70 【不適正処理がなされたときには、具体的にどのような措置を講じる必要がありますか。】
- A70 講ずべき措置の例として、

- ① 悪臭発散や汚水流出の改善措置や、金網、柵等の設置を、賃借人に促すこと。(応じない場合の、土地の賃貸借契約解除を含む。)
- ② 賃貸借契約上の使用目的と実際の使用が異なるときは、当該契約の解除 などが挙げられます。
- Q71 【土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理が行われたとき、支障の除去等の 措置を講ずるとありますが、土地所有者等に過失がない場合にも義務が生じ るのですか。】
- A71 土地を廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させる場合において、不適正な処理が行われ、又は行われることを知ったときに、必要な措置を講ずる義務が生じます。(A68も参照してください。)

Ⅳ 再生利用業者指定制度

- Q72 【廃棄物を再生利用する場合、この条例の指定を受けなければなりませんか。】
- A72 廃棄物の再生利用を業として営むには、一般廃棄物若しくは産業廃棄物処理業の許可又は再生利用業の指定が必要です。
- Q73 【再生利用業の指定を受けた場合において、処理施設の規模が廃棄物処理法第8条又は第15条の許可を要するものであったとき、施設設置許可は不要ですか。】
- A73 処理施設設置には、許可が必要です。また、この場合は、許可申請に先立 ち市長に対し事業計画協議を行うことが必要です。
- Q74 【再生利用業者は許可業者と同様に、自由に産業廃棄物の処理を受託できますか。】
- A74 再生利用業は、取引相手となる廃棄物の排出者を特定して指定しますので、 指定された排出者以外から処理を受託しようとする場合は、変更の指定を受 けなければなりません。変更の指定を受けずに受託することはできません。
- Q75 【「営利を目的としないこと」が指定要件となっていますが、株式会社は再 生利用業の指定を受けることができますか。】
- A75 再生利用の部門に係る経理とその他の部門(再生品の販売事業等)に係る 経理を区分し、再生利用の部門において利益を目的としないことを証明でき れば、再生利用業の指定を受けることができます。なお、営利を目的としな いとは、再生利用業の範囲において営利を目的とせず、利益があっても分配 しないことを意味します。
- Q76 【指定一般(産業)廃棄物の処理に関する基準には、どのような事項がありますか。】
- A76 それぞれにおいて、廃棄物処理法の処理基準に準じた基準が適用されます。 すなわち、飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境の保全上の 支障が生じない措置、保管する廃棄物の高さ制限等が適用されます。

V-1 周辺地域等について

- Q77 【周辺地域の範囲はどのように決めるのですか。】
- A77 周辺地域の範囲は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を参考に決定しますが、この決定に際しては、地域の実情に十分配慮する必要があります。 事業計画協議を伴う場合は、事業計画者が事業計画概要書に記載して市長に提出します。次いで、関係住民等の意見を踏まえて市長が述べた意見を尊重して決定することになります。(収集運搬業者及び再生輸送業者は、概要段階からの協議は不要のため、指針を参考に決定することになります。)
- Q78 【施設敷地境界からの距離は実測する必要がありますか。また、この距離は、 周辺地域の決定の根拠として絶対的なものですか。】
- A78 地図上の直線距離で構いません。実測は不要です。また、距離は目安であり、絶対的なものではありません。施設や地域の実情に応じて決定することになります。
- Q79 【施設敷地境界からの距離内に行政連絡区の区域が含まれれば、その行政連絡区の全域が周辺地域となりますか。】
- A79 行政連絡区の全域を周辺地域とするかは、事前に住民と相談するなどして、 施設や地域の実情に応じて決定することになります。
- Q80 【周辺地域の範囲は市外に及びますか。】
- A80 条例は、市外には適用されないため、周辺地域の範囲は市外には及びません。
- Q81 【自動車リサイクル法の解体施設・破砕施設に係る周辺地域の範囲はどうなりますか。】
- A81 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針の第3-1 (5)の施設として、施設境界から200mの区域を基本とします。
- Q82 【移動式の処理施設を排出場所においてのみ使用する者で、当該施設設置許可又は処分業の許可若しくは再生利用業の指定の申請をしようとする者は、 周辺地域をどう捉えたら良いのですか。】
- A82 条例第45条の趣旨に従って、周辺地域の範囲をその都度設定し、当該周辺 地域の生活環境に及ぼす影響について配慮を要します。
 - なお、排出場所においてのみ使用する移動式の処理施設は、事業計画協議 を行う必要はありません。

- Q83 【長野市内に住民票を置かない者は、関係住民に該当しませんか。】
- A83 原則はそのとおりです。ただし、単身赴任者等、住民票を市外に置く者が、 日常生活の相当部分を周辺地域で過ごす場合は、市内に「居所」を有する者 として関係住民に該当します。また、周辺地域内で農業を営む者等は、住所・ 居所に関わらず関係住民に該当することがあります。
- Q84 【周辺地域に居住していない者のうち、次の者は関係住民に該当しますか。 (いずれも周辺地域に土地等を所有等する場合とします。)
 - ① 土地を所有する者(不在地主に該当する者)
 - ② 別荘所有者
 - ③ 市民農園の借主
 - ④ 土地所有等を伴わず立木のみ所有する者
 - ⑤ 短期的な営業のための臨時的な事業場主(屋台等)]
- A84 原則として次のとおりです。ただし、関係住民となるには、当該者が登記 その他明確な方法により関係住民たりえる何らかの権利・資格を有すること (生活環境の保全上の利害関係を有すること)が、第三者にも明らかである ことが必要です。
 - ① 施設に隣接する土地の所有者等、明らかに生活環境保全上の利害関係がある者であれば関係住民に該当します。
 - ② 客観的に生活の本拠に準じた実態があることが明らかな者※であれば関係住民に該当しますが、短期的な滞在者は関係住民に該当しません。
 - ※地元行政連絡区に加入している、祭礼等の役員として主体的に参加している、地元にふるさと納税をしている、通年で相当期間滞在している者(ほぼ毎週末別荘を利用する者等)等
 - ③ 反復継続して営農している場合は、「農業を営む者」として関係住民に該当します。
 - ④ その所有目的が、客観的にも林業目的と認められる場合には、関係住民に該当します。
 - ⑤ 関係住民には該当しません。
- Q85 【周辺地域内の事業場に通勤する者、通勤通学等で周辺地域を毎日通過する者、周辺地域の外で廃棄物の積載車両が通行する道路沿いの住民は、関係住民に該当しますか。】
- A85 いずれも関係住民には該当しません。
- Q86 【生活環境の保全に関する協定(環境保全協定)は必ず締結しなければなりませんか。】
- A86 協定の締結は、当事者の意思の合致により成立するものであるため、行政

が強制するものではありませんが、条例第45条第2項の規定により、関係住民から環境保全協定の締結を求められたときは、廃棄物処理事業者等は、誠実にその求めに応じるよう努めなければなりません。

Q87 【環境保全協定の内容は、どのように決めるのですか。】

A87 具体的内容については、廃棄物処理事業者等と関係住民の間で協議し、両者合意の上で決めることになります。

なお、文例については、市のホームページや、社団法人長野県産業廃棄物協会ホームページ (http://www.nagano-sanpai.com/pdf/kankyouhozen.pdf)を参考にしてください。

Q88 【環境保全協定を遵守しない場合は罰則等が適用されるのですか。】

A88 環境保全協定は、私法上の契約であるため、廃棄物処理法及び条例上の罰 則は適用されません。

V-2 廃棄物の処理施設に関する記録・閲覧について

- Q89 【いわゆる自社処理事業者には、記録・閲覧の義務はありますか。】
- A89 自社処理事業者のうち、廃棄物処理法第8条若しくは第15条に規定する施設の設置者又は工事受注者に該当する者は、記録・閲覧の義務があります。
- Q90 【記録すべき事項として「点検」とありますが、どのようなことですか。】
- A90 施設の修繕や部品の交換等のメンテナンス作業等を指します。
- Q91 【記録の閲覧はいつでも可能ですか。】
- A91 閲覧は、廃棄物処理事業者等の営業時間内であれば、原則としていつでも可能です。ただし、廃棄物処理事業者等の側に閲覧を拒む正当な理由があるときは、閲覧できません。
- Q92 【記録の閲覧をしたい時は、事前の申し込みが必要ですか。】
- A92 必須ではありませんが、閲覧日時等について事前調整をすることが望ましいと考えます。(事前調整がないため廃棄物処理事業者等が対応出来なければ、それが閲覧を拒む正当な理由となり得る場合があります。)
- Q93 【記録の閲覧請求は、住所等を明かさずにできますか。】
- A93 閲覧の資格を有する者は、関係住民、廃棄物を排出する事業者又は工事発注者に限られるため、閲覧に際して廃棄物処理事業者等から請求があれば、閲覧をする権利があることを廃棄物処理事業者等に示す必要があります。
- Q94 【閲覧者の氏名等を閲覧簿に記入するよう求めることはできますか。】
- A94 差し支えありません。ただし、個人情報保護の観点から、記入を求める目的を明確にし、その目的の範囲内で最少限度の項目とし、かつ、記入した内容が他者に知られることのないような措置を講じるなどの配慮が必要です。
- Q95 【廃棄物処理事業者等が閲覧請求者に対し、閲覧目的を聴取することは許されますか。】
- A95 差し支えありません。ただし、閲覧請求者が閲覧の目的を回答しないこと のみをもって閲覧を拒否することはできません。また、特定の者にのみ閲覧 の目的を聴取することも適当ではありません。
- Q96 【記録のコピーや撮影は許されますか。記録内容を印刷した書面や記録の電子コピーを交付したり、記録自体を貸し出しするよう求めることはできますか。】

A96 記録自体を貸し出すと、他の閲覧希望者が閲覧できなくなるため、認められません。その他については、廃棄物処理事業者等が任意で許容する場合は、 差し支えありません。

Q97 【記録の内容は閲覧者が自由に使用・公表して構いませんか。】

A97 閲覧により知り得た情報は、適正に使用し、公表及び第三者への提供等は 厳に慎むべきです。不適正な使用に対する本条例による罰則等はありません が、廃棄物処理事業者等から民事上の損害賠償等を請求される可能性があり ます。

Q98 【閲覧を拒むことができる正当な理由にはどのようなものがありますか。】 A98 例として、

- ① 閲覧請求者が閲覧請求権を有することを明らかにしないとき。
- ② 廃棄物処理事業者等の休日又は営業時間外に閲覧請求されたとき及び閲覧が営業時間外に及ぶとき。
- ③ 廃棄物処理事業者等の正常な営業に著しく支障をきたすとき。
- ④ 記録が存在しないとき。(保存期間を過ぎた記録の場合等)
- ⑤ 閲覧請求が不当な目的で行われたとき。
- ⑥ 天災その他特段の事情により記録を閲覧に供することが困難なとき。 等が挙げられます。いずれの場合にも、閲覧請求者に対しては、平等に対 応しなければなりません。

Q99 【閲覧に関する勧告がされるのは、どのような場合ですか。】

A99 閲覧の求めに対して、正当な理由が無いのに閲覧をさせなかった場合です。 閲覧を困難にする行為がなされた場合も、勧告されることがあります。

V-3 事業計画協議制度

- Q100 【事業計画協議の代わりに、施設を設置する区(行政連絡区)の区長に事業 内容を説明して同意書をもらえば、関係住民との合意が形成されたことにな りますか。】
- A100 行政連絡区の区長名の同意書については、次のような問題があります。
 - ① 事業内容の説明が、地区役員のみを対象とする場合があり、実際に生活環境の影響を受ける住民に必要な情報が提供されず、意見の機会を与えられないまま、地区役員の判断で出される場合がある。
 - ② 事業の説明手続が明確ではなく、必要な説明が行われた上での同意であるか疑義の生じる場合がある。
 - ③ 行政連絡区単位での同意では、環境影響を及ぼす範囲と合意の範囲とが整合しない場合が多い。
 - ④ 行政連絡区単位での同意であり、環境影響を直接受ける住民や何ら影響を受けない住民が同等の発言権を有する中での意見集約は困難である。

など

実際に、同意書が出された後、環境影響を受ける住民の意思が反映されないとして、裁判により、同意書が無効とされた例もあります。

また、同意書の取得を事実上の許可要件とすることは問題があるとの、旧 厚生省からの通知もあります。

これらの問題を解消するため、条例において事業計画協議制度を定めたものであり、同意書で代えることはできません。

Q101 【協議不要となる、規則第44条第4号の「市長が認める者」とはどのような者ですか。】

- A101 次のようなものを想定しています。協議不要とする者を、市長の自由裁量で拡大するものではありません。協議不要になるか否かについては、事前に市への相談が必要です。
 - ① 大規模災害の発生時等、大量の廃棄物を特に迅速に処理する必要があり、 処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上 の支障が生じるおそれがあると市長が認める場合において、当該申請をする 者
 - ② 廃棄物処理業の新規申請をしようとする場合に、当該業の用に供する施設について、廃棄物処理施設の設置許可を申請する者(業に係る事業計画協議中に当該施設を含むことが前提であり、当該協議に含まれない部分については、別に協議が必要です。)
 - ③ 法改正により、廃棄物の区分が一般廃棄物から産業廃棄物に変わったため、実質的な業務内容を変更せずに、産業廃棄物処理業の許可を申請しよう

とする者。

- ④ 廃棄物処理法第8条又は第15条に規定する市長の許可を要する施設の設置者で、次のいずれにも該当するとき。
 - ア 新設しようとする施設が、政令第5条の2又は第7条の2に規定する 施設以外のもので、かつ、既存の同種の許可施設の廃止に伴い設置する ものであること。
 - イ 新設しようとする施設の処理能力が、廃止する施設の処理能力と同程 度以下であること。
 - ウ 新設しようとする施設によって生じる生活環境の保全上の支障の程度 が、廃止する施設と同程度以下となるものと市長が認めるものであるこ と。
 - エ 既存の許可施設の廃止に伴う施設の新設について、「廃棄物の処理施設の設置等に係る説明会の開催に係る指針」又は生活環境の保全に関する協定に基づいて関係住民等に対して説明がされている等、一定の合意形成がなされていると認められるものであること。

※④については、当面の間政令第7条第7号又は第8号の2に規定する 破砕施設について適用することとし、その他の施設(政令第5条の2又 は第7条の2に規定するものを除く。)については同様の事例が生じた ときに個別に検討することとします。

Q102 【収集運搬業者は、協議手続きのどの部分を省略できるのですか。】

A102 「運搬車、運搬容器その他の運搬施設」は、条例第48条第1項の「廃棄物の処理施設」に該当しないため、事業計画協議の対象外です。積替保管施設については、事業計画の概要段階の協議は不要です。(事業計画概要書の提出、事業計画概要説明会の実施及びその終了報告書の提出は不要です。)

事業計画書の提出以降の手続きが必要となります。

Q103 【計画協議の段階で、農地転用許可を取得していなくても良いですか。】

- A103 事前協議の時点では、農地転用許可の有無は考慮されません。ただし、協 議の中で許可を得ていないことを明らかにする必要があります。申請の時点 においては、当該許可を得ている必要があります。
- Q104 【説明会の実施に当たっては、参加者の住所・氏名等の申告(参加者名簿への記帳等)を求めることはできますか。】
- A104 関係住民であることを確認するうえで最低限必要な範囲であれば、差し支えありません。 $(V-2 \quad A94$ も参照してください。)
- Q105 【事業計画概要説明会・事業計画説明会とも、関係住民以外の者が参加する

ことはできますか。】

- A105 関係住民に対する説明会であること、関係住民以外の者が多数参加した場合に、処理施設の設置等についてより深い関わりを持つ関係住民が事実上参加できない状況を生じかねないことから、原則として関係住民以外の者が参加することは出来ません。ただし、関係住民の説明会への参加に支障がない場合に、関係住民以外の者の説明会への出席を認めることや、事業計画概要説明会・事業計画説明会とは別の機会に、条例上の手続きによらない説明会を関係住民以外の者に対して実施することは問題ありません。
- Q106 【事業計画(概要)説明会の経過は、どのように記録したら良いですか。終 了報告書に録音物を添付することによってでも良いですか。】
- A106 少なくとも、質疑応答の部分については、後日、その経過が客観的に分かるように記録してください。記録の方法は、要約筆記で良いですが、更に詳細な内容を把握する必要があると判断したときは、逐語的に記録したものを求めることがあります。なお、特に必要がある場合を除き、市が実際に録音の内容を聞くことはしませんので、必ず書面に質疑応答の内容を記録してください。
- Q107 【説明会に関する記録中、質疑応答の状況については、質問者の肩書きや氏名を記録する必要がありますか。】
- A107 質問者の氏名までは記録する必要はありません。質問の内容とそれに対する回答の内容を記録してください。
- Q108 【概要段階では、詳細な事業計画が不明なため、住民意見を出すのは困難です。】
- A108 関係住民が計画概要について早い段階から情報を得ることが、合意形成の ための要件となると考えます。可能な範囲で意見交換をすることが、この段 階での趣旨です。
- Q109 【関係住民以外でも、「環境保全上の見地から意見を有する者」として意見書を提出することはできますか。】
- A109 できます。
- Q110 【隣接市町村への配慮も必要ではないですか。】
- A110 条例の適用は市の区域内に限りますが、利害関係のある市外居住者(市内の土地で、隣接する土地の所有者等)は関係住民として、隣接市町村の住民は生活環境保全上の意見を有する者として、意見を述べることができます。

- Q111 【事業計画(概要)書に対する意見書は、所定の期間の末日までに発送すれば良いのですか。それとも相手方に到着していることが必要ですか。】
- A111 意見書は、所定の期間の末日までに相手方に到着していることが必要です。 従って、所定の期間を過ぎてから相手方に到着した意見書は、無効です。
- Q112 【意見書中、「事業計画者の氏名」欄から「意見書を提出する者の区分」まで全てに記入が必要ですか。】
- A112 全てに記入が必要です。「事業計画者の氏名」欄等は、当該意見書がどの案件に対する意見であるかを特定する上で、「意見書を提出する者の区分」欄は、当該案件についてどのような立場から意見を述べる者であるのかを把握する上で、それぞれ不可欠な要素ですから、全ての欄に記入することが必要です。
- Q113 【事業計画者又は市長あての意見書を、住所や名前を伏せて提出することができますか。また、住所等を伏せて縦覧するよう申し出ることはできますか。】
- A113 事業計画協議の趣旨は、開かれた場で、廃棄物の処理施設の設置等について関係住民等の生活体験に基づく生活環境保全の見地からの意見を求めることであり、住所等を秘密にすることは認められません。よって、住所・名前等の記載のない意見書は、記載事項不備のため無効です。なお、縦覧の内容のうち、個人からの意見については、住所のうち市町村名及び字名までは縦覧に供しますが、住所の地番、氏名及び電話番号は縦覧に供しません。
- Q114 【事業計画(概要)説明会の開催について十分に周知し、会場や日程も適切に選定して開催したにも拘らず、関係住民の出席がなかった、又は出席者が若干名だった場合、条例に定める説明会を実施したことになりますか。】
- A114 関係住民には、説明会の出席義務を課していないので、設問のケースも想定されます。この場合、事業計画者の周知に落ち度が無く、また、期日や会場の設定も、関係住民が参加しやすいような地域の実情を踏まえて行われたものと認められるときは、条例上の義務は果たされたことになります。
- Q115【関係住民の中に、事業計画についての専門的知識を有する者がいない中で、 事業計画について、合理的な意見を述べることは困難ではないですか。】
- A115 技術的・専門的事項についても、関係住民等が理解を得られるような懇切 丁寧な、分かりやすい説明を行うことが、事業計画者の責務です。市として は、技術的な事柄や法律の解釈などの情報提供をします。
- Q116 【事業計画協議の過程を経てもなお、関係住民の相当数が事業計画に反対している場合は、どうなりますか。】

A116 関係住民との合意形成は、許可に当たって法律上必須の条件とまではされていませんが、前述の「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」においても、排出事業者が廃棄物処理事業者を選定する際のチェックリストの一項目として「地域住民との関係」の項があるなど、地域との関係は重要です。

なお、反対する理由が、生活環境保全上の配慮がなされていないことに起 因する場合には、その状況のまま申請手続に進んでも、不許可となる蓋然性 が高くなります。

反対する理由を解消するよう、関係住民に対する分かり易く誠実な説明や、 事業計画そのものの見直しを検討するなどの対応が必要であると考えます。

Q117 【事業計画協議終了後に事業計画を廃止又は変更する場合、どのような手続きが必要ですか。】

A117 廃止の場合は、「廃止届出書」を提出する必要があります。変更の場合は、 協議手続きを再度実施する必要が生じる場合があるので、あらかじめ市に相 談してください。

Q118 【条例施行前に地区からの同意書を受けてある場合には、事業計画協議は不要ですか。】

A118 原則として、条例施行日以後において、協議をすべき許可申請を行う場合 には、申請に先立って事業計画協議が必要です。

ただし、施行日前に「長野市廃棄物関係事務処理要領」の規定に基づく「事業計画書」(同意書添付)を提出し、市が受理したものに係る申請については、協議の必要はありません。

Q119 【事業計画協議終了後、許可申請はいつまでにする必要がありますか。】

A119 具体的な規定はありませんが、時間の経過により地域の状況が変化し、事業計画協議を行った意義が薄れることが考えられますので、速やかに申請することが適当です。場合によっては、協議が再度必要となることがあります。

Q120 【事業計画協議が必要な案件について、協議を行わないまま許可申請した らどうなりますか。】

A120 事業計画協議を行うよう勧告し、それに違反したときは公表します。また、 条例は法律に準じる存在であり、これに従わないことは、当該許可申請者の 遵法意識の希薄さの表れに他ならず、適正な廃棄物処理を行うことが期待出 来ないことから、不許可とする蓋然性が高くなります。 平成 23 年 3 月 1 日 制定 平成 23 年 7 月 1 日 改正